

186		鳴子1丁目 16 番地区	
協定区域	北区鳴子 1 丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日 認可 2024 年 4 月 12 日
	面 積	439. 40 m ²	
用途地域	第 1 種低層住居専用地域		有効期間 2024 年 4 月 12 日～2033 年 7 月 18 日
協定内容の概要			
(1) 建築物は、1 区画 1 戸建個人専用住宅とする。ただし、複数区画を 1 つの区画として建築する場合並びに建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 130 条の 3（兼用住宅）及び第 130 条の 4（公益上必要な建築物）に規定する建築物で運営委員会の許可を得たものを建築する場合については、この限りでない。 (2) 建築物の階数は、2 以下とする。 (3) 敷地の地盤面の標高は、現況を超えないこと。ただし、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）等関係諸法令の許可を受けたうえ行う宅地変更工事又は建築物の基礎工事のための整地その他運営委員会の許可を得たものなど必要最小限の変更については、この限りでない。 (4) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び敷地境界線までの距離は、1 メートル以上とする。ただし、建築基準法施行令第 135 条の 22 第 1 号に該当する建築物については、この限りでない。			
※この地区は隣接地・除外地はありません。			

* 建築協定地区内で、新築、増築、改修などの計画がある場合は、運営委員会との事前協議が必要です。

* 建築協定の「事前協議」や「内容の確認」のお問い合わせ先は、各地区の運営委員会です。

* 運営委員会の連絡先を閲覧されたい場合は、下記フォームから申込みください。

<https://kobecity.form.kintoneapp.com/public/kenchikukyotei-uneiinkairenrakusakietsuranmoushikomi>

186

鳴子1丁目 16 番地区

